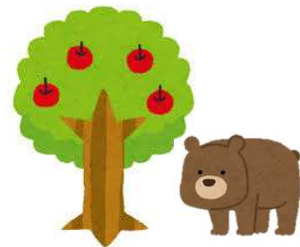


クマ等対策 未利用果樹伐採事業補助金

未利用果樹の伐採費用を補助します

クマなどを寄せ付けないようにするため、放置または収穫していない柿や栗などの果樹を伐採および処分する場合、その費用の一部を補助します。



未利用果樹とは

柿や栗などの果実を放置又は収穫していない果樹のことをいいます。これらは鳥獣に食べられても「被害」と感じない果樹等ですが格好の餌であり、未利用果樹が集落内に存在すると、クマなどを引き寄せる原因(誘因)となります。集落の中に食べ物があると学習した鳥獣は、集落自体を餌場と認識するようになります。安全な集落環境を確保するためにも未利用果樹は伐採し、食用とする果樹は幹にトタンを巻くなど適切な管理が望まれます。



補助の内容



①申請できる方（補助対象者）

未利用果樹の**所有者**または**自治会などの団体**

※クマなどの生息域と人の生活圏との緩衝地域及び山間部に隣接する地域が対象です。

②補助の対象となる経費

業者等に委託した**伐採費及び処分費**など

③補助金額

5万円を限度とし、**対象経費の3分の2以内**（千円未満切捨て）

※予算の範囲内で補助します。

④申請方法

申請書に必要事項を記入の上、協議会事務局（農山村振興課）へ提出

◆受付期間：**令和8年5月1日(金)～令和9年2月26日(金)**

◆申請前に職員が現地を確認し、手続きのご案内をしますので、**まずは協議会事務局（農山村振興課）へご相談ください。**

よくあるご質問（Q&A）

No.	質問	回答
1	事前に伐採した場合も対象になりますか？	協議会が補助金の交付決定を行う前に伐採したものは補助の対象外です。
2	伐採にはどれくらい費用がかかりますか？	地形や隣接する建物等の状況により、一概には費用は出せないため、業者の見積等を参考にしてください。
3	どのような業者に委託すればよいですか？	市内の森林組合やシルバー人材センター、造園業者、建設業者等安全に樹木を伐採できる業者を選定してください。
4	見積りは1者のみでよいですか？	必ず2者以上で見積合わせを行ってください。
5	自身で伐採する場合の経費は、補助の対象となりますか？	自身で伐採する場合は、補助の対象外です。
6	地主が集落にいない場合や、空き家の敷地に未利用果樹がある場合はどうすればよいですか？	自治会等が所有者に対し伐採の必要性について説明していただき、同意を得られれば、自治体等が申請できます。
7	未利用果樹の所有者が不明の場合はどうすればよいですか？	勝手に伐採してトラブル等が起こらないよう、自治会等の責任の下で実施してください。
8	伐採木の処分費用は経費に含まれますか？	補助対象経費に含まれますが、伐採後、敷地内に存置しても差し支えありません。
9	伐採木を販売する場合はどうなりますか？	伐採木を販売する場合は、補助の対象外です。
10	収穫用として果樹の一部を残したい場合はどうしたらよいですか？	収穫できる高さに剪定し、幹にトタン等を巻いてクマ等が登れないようにした上で管理をしてください。

お問い合わせ先

佐野市有害鳥獣被害対策協議会 事務局

佐野市農山村振興課 鳥獣害対策係

電話番号：0283-61-1163